

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美	由 喜 門 尊
藤 原 由 果	小 林 桂 治	石 黒 五 月	藤 原 和 正
大 森 茂 利	久 山 英 之		

欠席委員

太 田 修

4. 農地利用最適化推進委員

松 本 英 樹	森 部 真 史	大 河 原 律 夫	正 富 清 人
福 池 正 美	茂 成 和 延	北 谷 正 幸	射 越 誠 一

欠席委員

山 本 祐 章

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事 務 局 藤原 敬士

事 務 局 藤原 将也

6. 議事内容

報 告 議 案 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和5年度瀬戸内市農業委員会、第5
回の総会を始めます。会長よろしくお願いします。

議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち10名ということで、
瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立して
いることをご報告します。

なお、農業委員 太田 修委員、推進委員 山本 祐章委員から欠席届
が出ていることを報告します。

以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の
署名委員に出射 實委員、久山 英之委員よろしくお願いします。

それでは、議題に入ります。

報告議案 農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明をお願い
します。

事務局 それでは、議案資料1頁目をご覧ください。

【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせ
ていただきます。

続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の
説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料2頁目をご覧ください。第1号議案 農地法 第3
条許可申請についてです。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在。「牛窓町鹿忍4981-1」。面積「274㎡」。登記、現
況地目「畑」。農地までの距離「5m」。耕作面積は「3,721㎡」。
家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるも
の。

譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

以上、説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 1番案件についてご説明します。譲渡人、譲受人は隣人であり、この度、譲渡人との話がまとまったようです。特に問題ないと思います。

議 長 続きまして、3番案件、4番案件、5番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大 河 原 委 員 3番案件について、譲受人は、現在岡山市内在住で、退職を機に専業農家として生計を立てたい意向があり、この度譲渡人とも話がまとまったようです。

4番案件について、譲受人は以前から野菜を栽培していましたが、この度、譲渡人から自宅隣接の農地譲渡の申し込みがあり話がまとまりました。問題ないと思います。

5番案件について、譲渡人は県外在住であり、管理が困難ということで譲渡人と話がまとまりました。問題ないと思います。

議 長 続きまして、6番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正 富 委 員 6番案件について、譲受人は岡山市内で農業をしており、畑作を行っています。畑地を探していたところ、この度、譲受人と話がまとまったようです。

今回の申請地は、山奥にあり、周辺に耕作をされている方もおらず、周囲への影響もないことから、問題ないと思います。

議 長 続きまして、7番案件について、福池委員より説明をお願いします。

福 池 委 員 7番案件について、譲受人と譲渡人は親子関係であり、生前贈与によるもので、問題ないと思います。

議 長 続きまして、8番案件について、茂成委員より説明をお願いします。

茂 成 委 員 8番案件について、譲渡人は、県外にお住まいで、今後耕作をすることはないということで、申請地に隣接する譲受人と話がまとまりました。問題ないと思います。

議 長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の2番を除いて、1番案件から8番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料3頁目をご覧ください。
【1番案件】
申請人「岡山市東区可知二丁目2番40号 農業 合同会社 わとぎ 代表社員 谷本 和子」。
土地の所在3筆。「長船町西須恵1148-1」。面積「1,185㎡」。
「長船町西須恵1148-2」。面積「805㎡」。
「長船町西須恵1149」。面積「841㎡」。
地目「田」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 1棟 2,000㎡」。
農地区分「第1種農地で10aあたり米480kg」。資金は「■ ■」。
隣地への被害はありません。
一時転用申請で、農振農用地区域内です。位置図は、資料7頁をご覧ください。
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、北谷委員をお願いします。
- 北谷委員 1番案件について、営農型太陽光発電装置ということで、排水もなく、周辺同意も得られていることから問題ないと思います。
- 議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第4条許可申請について、1番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。
第2号議案 農地法第4条許可申請の1番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 全員賛成ということで、承認とします。
- 議長 続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の

事務局

議長

事務局

議長 続きまして、2番案件について、茂成委員お願いします。

茂成委員 2番案件について、申請地周辺には既に住宅が建ち並んでおり、休耕田となっている申請地を譲受人が建売分譲住宅に転用されたいとのことで、譲渡人と話がまとまりました。譲渡人は今後耕作をする予定もなく、地元の自治会関係者や隣地の承諾も得られていることから、問題ないと思います。

議長 それでは、ただいまの第3号議案 農地法第5条許可申請について、1番から2番までの案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第3号議案 農地法第5条許可申請の1番から2番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、承認します。

議長 続きまして、第4号議案、農地転用事業計画変更承認申請（事業承継）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請人（当初転用者）「広島県広島市南区的場町一丁目8番15号 不動産業 株式会社 トータルパートナーズ 代表取締役 石川 俊治」。

相手方（承継者）「岡山市東区西大寺五明429番地6 電気機械器具製造業 エムテック株式会社 代表取締役 吉田 泰之」。

土地の所在6筆。「長船町福里95-1」。「長船町福里96-1」。

「長船町福里97-1」。「長船町福里98-1」。「長船町福里114-1」。

「長船用福里116-2」。地目「田」。

農地区分 「農用地区域外」。

当初事業計画 「転用面積 9,333㎡」。

転用目的「貸倉庫」。工事期間「令和3年1月4日から令和3年12月31日まで」。

承継後事業計画 転用面積「9,333㎡」。転用目的「工場及び事務所」。工事期間「令和5年10月1日から令和6年7月1日まで」。

承継理由「農地転用及び開発許可を受けた後事業に着手しようとしたが、近年の急激な物価高騰のあおりを受け資金調達が困難となり、事業計画を中止せざるを得なくなった。

その後、当該事業地の今後の活用方法について検討していたところ、電気機械器具の製造事業を営むエムテック株式会社が交通利便性が高く、自社工場及び事務所の建設が可能な土地を探していたことから、交渉の結果、双方合意により今回の事業承継に至ったものである」。

備考 当初許可年月日「令和２年１２月２４日」。指令番号「瀬戸内市指令農委第１０１号」。

位置図は資料１０頁をご覧ください。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第４号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第５号議案 について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第５号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、６頁目をご覧ください。

【第５号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第５号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第５号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、９月の通常総会は、９月１２日火曜日に瀬戸内市役所 ２階 大会議室で開催予定です。

また、１０月の通常総会は、１０月１２日木曜日に瀬戸内市役所 ２階 大会議室で開催予定です。

議

長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和5年度8月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年8月10日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員